平成30年12月

伊那市議会定例会議案書

平成30年11月26日

平成30年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の廃止、変更及び認定について
議案第2号	市道路線の廃止について 5
議案第3号	伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例 6
議案第4号	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定め
	る条例の一部を改正する条例 8
議案第5号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
	基準を定める条例の一部を改正する条例 9
議案第6号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例10
議案第7号	公の施設の指定管理者の指定について14
議案第8号	平成30年度伊那市一般会計第4回補正予算について15
議案第9号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について…16
議案第10号	平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につい
	T
議案第11号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算
	について18

市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法(昭和27年 法律第180号)第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な	参	考
上 日 小 日 小	四 脉 泊	是 点		経過地	延 長	幅 員
1 1579	下河原 5 县.始	西町	西町		メートル	メートル
I - 1 5 7 8	下河原 5 号線	5148番2先	5149番2先		55. 0	4.9~5.5

変更路線

路線番号	路線名	区	起点	終点	重要な		参	考		
哈冰笛 夕	哈冰石	分			経過地	延	長	幅員		
		前	西町	西町			メートル	メートル		
I 1967	I-1267 下河原4号線	下河区 4 只纳		月月	5139番12先	5154番2先			360. 3	2.5~4.7
1-1207		44.	西町	西町						
		後	5139番12先	5151番2先			369. 9	2.5~4.7		

認定路線

路線番号	路線名	起	į	終点		重要な		参	老	Sign Sign Sign Sign Sign Sign Sign Sign
始脉笛 万	哈		77	形字	尽	経過地	延	長	幅	員
I - 1 6 8 9	小黒4号線	西町		西町				メートル		メートル
1-1009	小無4万脉	5328番:	3 先	5352	番1先			190.9		5. 0
1 1600	小用戶只纳	西町		西町						
I - 1690	小黒 5 号線	5295番 2	2 先	5295	番5先			91. 5		4.0

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記路線は、市道環状南線整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法(昭和27年法律第180 号)第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な	参	考
始桃笛万	路 旅 石		於	経過地	延 長	幅 員
T 1000	中学東線	高遠町東高遠	高遠町東高遠		メートル	メートル
T-1328	十子朱冰	232番6先	204番4先		123. 7	3. 5∼5. 5
	一長沢線	高遠町藤沢	高遠町藤沢			
T-1443	一文化脉	700番先	700番先		263. 1	2.2~3.0
T 1010	硫黄沢支線	高遠町藤沢	高遠町藤沢			
T-1813		6865番1先	6865番1先		79. 6	2.0~4.2

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、市道としての機能を喪失しているため、提案するものであります。

伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市手数料徴収条例 (平成18年伊那市条例第57号) の一部を次のように改正する。

別表第1中					
	戸籍の附票の写し		1通につき	300円	7
'			I		」を
Γ					_
	戸籍の附票の写し	窓口における	1通につき	300円	
		交付			
		多機能端末機	1通につき	250円	
		による交付			
					」に、
Γ					_
9 戸籍法(昭	戸籍の謄本若しくは	は抄本又は戸籍	1 通につき	450円	
和22年法律第	の記録事項を証明し	た書面の交付			
224号) の規定					
に基づく事務					
					」を
Γ					
9 戸籍法(昭	戸籍の謄本若しく	窓口における	1通につき	450円]
和22年法律第	は抄本又は戸籍の	交付			
224号) の規定	記録事項を証明し	多機能端末機	1通につき	400円	7
に基づく事務	た書面の交付	による交付			
					_ 」に
改める。					
別表第3中					
Γ					
1 所得に関する	証明		1 件につき	300円	

1 件につき

窓口における交付

所得に関する証明

多機能端末機による交付

1件につき 250円

」に

改める。

附則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

多機能端末機による証明書等の交付の種類を追加することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第4号

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例(平成24年伊那市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「という。)」の次に「第78条の2の2第1項並びに」を、「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業及び」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案 するものであります。

議案第5号

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準 を定める条例の一部を改正する条例

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成26年伊那市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、同号」を「までの間は、この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修」の次に「(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護

支援専門員研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30 号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例 (平成18年伊那市条例第127号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

Γ

交流促進施設	みはらしファーム交流促	伊那市西箕輪3416番地
	進施設	1
地域食材提供施設	みはらしファームバーベ	伊那市西箕輪3900番地
	キューガーデン	1 0 0

」を

Γ

交流促進施設	交流促進施設やってみら	伊那市西箕輪3416番地
	っし	1
地域食材提供施設	バーベキューガーデン	伊那市西箕輪3900番地
		1 0 0

」に

改める。

第4条第3号の表中

Γ

	(2) パンづくり体験に関すること。
みはらしファーム交	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。
流促進施設	(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。
	(3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。
みはらしファームバ	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。
ーベキューガーデン	(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する
	こと。

」を

Γ

営に関すること。
に関すること。
運営に関すること。

	(3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。
バーベキューガーデ	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。
ン	(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する
	こと。

」に

改める。

第5条第1項の表中

|

みはらしファーム	午前9時からな	年末年始(ただし、	
交流促進施設	だし、お菜洗レ	、場は、午前9時	お菜洗い場は、1月
	から午後3時間	まで)	から10月まで)
みはらしファーム	4月から9月	午前10時から	11月から翌年の3
バーベキューガー	まで	午後7時まで	月まで
デン	10月	午前10時から	
		午後5時まで	

」を

Γ

交流促進施設やっ	午前9時から生	F後5時まで(た	年末年始(ただし、
てみらっし	だし、お菜洗い場は、午前9時		お菜洗い場は、1月
	から午後3時まで)		から10月まで)
バーベキューガー	4月から9月	午前10時から	年末年始
デン	まで	午後7時まで	
	10月から3	午前10時から	
	月まで	午後5時まで	

」に

改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「お菜洗い場」を「ドッグラン及びお菜洗い場」に改め、同条第 2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(市長による管理)

第14条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第4条

第3号に規定する施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における第5条、第6条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、必要があると認め	市長は、特に必要があ
	るときは、市長の承認を得て	ると認めるときは
第 6 条	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

(使用料)

- 第15条 第10条の規定にかかわらず、市長が管理する施設を使用する者は、別表 に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 市長は、公益上特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める ときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1を削り、別表第2中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、

名称 区分 利用料金 」を

名称 区分 利用料金 ドッグラン 1年間 1頭 12,000円 1回につき 3 0 0 円 2頭目以降1頭につき 1年間 6,000円 (同一使用者の場合に 1回につき 100円 限る。)

1 12

改め、同表を別表とする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月26日提出

(提案理由)

ドッグランの管理を指定管理者に行わせる等のため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 みはらしファーム

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
ドッグラン	はびろ農業公園管理組合	平成31年 4月 1日から
		平成36年 3月31日まで
交流促進施設やってみらっ	はびろ農業公園管理組合	平成31年 4月 1日から
l	はいつ辰未公園官理組合	平成36年 3月31日まで

2 集会施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
青島交流センター	青島区	平成31年 4月 1日から
月局交流ピングー		平成41年 3月31日まで

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第8号

平成30年度伊那市一般会計第4回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市一般会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年11月26日提出

議案第9号

平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年11月26日提出

議案第10号

平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年11月26日提出

議案第11号

平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年11月26日提出